

各町会長・自治会長 様

墨田区地域力支援部長  
関口 芳正

### まん延防止等重点措置に伴う対応等について

日頃より、地域活動推進事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本日からまん延防止等重点措置が適用されました。これを受け、区長から区民の皆様へ新しいメッセージ（別紙）が発表されましたのでご高覧ください。

各町会・自治会におかれましても日頃から感染予防にご留意いただいているところではございますが、改めて対応にご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 1 町会・自治会活動にあたって

町会・自治会におけるイベントや集会等につきましては、東京都の緊急対応の趣旨を十分に踏まえ、感染拡大防止の徹底や延期など、状況に応じて適切にご対応くださいますようお願いいたします。

#### 【参考】東京都におけるまん延防止等重点措置（東京都防災ホームページ抜粋）

##### [ 都民向けの要請 ]

##### （外出・移動等）

不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること（法第24条第9項）

ただし、「対象者全員検査」制度（ ）を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

「対象者全員検査」制度

= 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

##### （飲食店等の利用、会食等）

営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

（法第31条の6第2項）

飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

（法第24条第9項）

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること（法第24条第9項）

##### （その他）

「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること（法第24条第9項）

感染に不安を感じる者は、検査を受けること（法第24条第9項）

## 2 ご対応いただく期間

令和4年1月21日（金曜日）0時から2月13日（日曜日）24時まで  
(東京都のまん延防止等重点措置に係る期間と同期間)

## 3 その他

今般の感染拡大状況とまん延防止等重点措置等を踏まえ、一層のご配慮をいただきたく、参考に区の貸出施設における当該措置期間の取組をお知らせします。

- (1) 21時以降の延長利用ができないほか、カラオケ設備の利用は休止となります。
- (2) 酒類の持ち込み、飲食、会食については、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、利用者への注意喚起を行います。
- (3) 特に地域集会所における酒類の持ち込み、飲食、会食については自粛をお願いすることとなります。

町会員の皆様には、引き続き十分に健康にご留意いただくとともに、感染拡大の防止に向けた取組について、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

【担当】墨田区地域活動推進課 一色・岡澤 電話：03-5608-3661

墨田区長からのメッセージ（令和4年1月20日付け）

みなさん、こんにちは。

墨田区長の山本亨です。

国は東京都などを対象に、1月21日から2月13日まで、まん延防止等重点措置の適用を決定しました。

今回私からは、新型コロナウイルス感染症に関する最新動向、ワクチン接種についてお知らせします。

はじめに、区内の感染状況ですが、今年1月の三連休明けから新規感染者数は増加傾向にあり、直近1週間の感染者数は前の週の4.5倍と、これまでにないスピードで感染が急拡大しています。

1月18日には162人の感染者が報告され、区内で過去最多となりました。

累積の感染者数は18日現在で8,314人となっており、入院36人、宿泊療養68人、自宅療養が184人です。

1月16日までの1週間の感染者は444人で、年齢は、30代以下がおよそ7割を占めています。70歳以上は26人でした。

症状としては、ほとんどが軽症で、中等症2、重症の方はおりません。

次に、オミクロン株対策についてです。

本日、対策本部会議を開催し、緊急対策として、病床の確保や新しい治療薬の普及など、保健医療提供体制の強化策を先手先手で実施していくよう私から指示しました。

まず、医療体制の強化ですが、区内の専用病床は244床と昨年夏の第5波よりも1.5倍に増加しています。医療がひっ迫したときには、区民優先の緊急対応病床28床、さらに感染が拡大した場合には、同愛記念病院に40床の臨時病床を準備しています。

次に新しい治療薬についてです。

中和抗体薬ソトロピマブは、オミクロン株にも効果が期待され、現在6か所の病院で対象者に投与しています。

昨年12月24日に薬事承認された内服薬「モルヌピラビル」は、区内22の医療機関と6か所の調剤薬局で処方を受けることができるようになりました。

また、医療機関、薬局に配備を進め、往診やオンラインでも自宅に薬が届く体制を整えています。

加えて、医師の診療を自宅にしながら受けることができるよう、9つの医療機関が訪問でコロナの診療を行うほか、31の医療機関がオンライン診療に対応しています。

このほか、33の「自宅療養支援薬局」が処方薬を自宅まで届けます。

保健所の体制も強化しました。保健所へ60人の応援職員を派遣し、新たに「自宅療養支援拠点」を開設しました。兼務も含めて170人体制で、療養者の健康管理や積極的疫学調査を行っています。

区では、感染予防効果を高めるために、新型コロナワクチン接種の3回目接種を積極的に進めています。

まず、接種状況ですが、1月16日時点で、1回目が220,015人で87.1%、2回目が218,629人で86.5%となっており、3回目については、3,273人が接種を受けています。

3回目接種についてですが、1月31日から2月28日までの接種予約を1月25日午前8時30分から受け付けます。昨年7月28日までに2回目接種を受けた65歳以上の方については、区のコールセンター又は予約システムで、昨年6月28日までに2回目接種を受けた18歳から64歳までの方については、区のコールセンターでの予約が可能です。

また、2回目接種を昨年8月1日から9月30日までに終えられた方に対して、3回目接種券を2月1日に発送します。1週間程度経過してもお手元に届かない場合は、区のコールセンターへお問い合わせください。

なお、今後、ワクチンの供給の見通しや予約状況などを勘案して、接種間隔のさらなる前倒しも検討していきます。前倒しによる接種を実施する場合は、区のホームページ等で随時お知らせしますのでご確認ください。

まん延防止等重点措置期間中も、区有施設の閉館は行いません。ただし、一部施設においては、時間を短縮して運用しますので、最新の状況は、ホームページでご確認ください。

オミクロン株による感染の急拡大を乗り越えるために、区民の皆さんと改めて想いを共有し、引き続き一体となって感染拡大防止に向けて行動する必要があります。

区としても、引き続き感染症対策に全力で取り組むとともに、ワクチンの円滑な接種に向けて区の職員が一丸となって、万全の体制で、準備を進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。